

沼津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

沼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月22日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沼津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「387床」を「326床」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

静岡県地域医療構想等を踏まえ、急性期医療に特化するため、病床数を減らすものである。